

# 熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項

## 第1 趣旨

この要項は、平成26年8月から10月の特異な気象を要因とした、近年にないみかんの販売価格の下落のため収益が大幅に減少したみかんを生産する農業者（以下「みかん農家」という。）に対し、経営の維持・継続に必要な資金を融通する熊本県みかん価格下落対策経営安定資金（以下「みかん価格下落対策資金」という。）に係る事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この要項において、みかん価格下落対策資金とは、みかんの販売価格の下落の影響を受けたことで不足する運転資金を、第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給又は利子助成を行い、県がその経費の一部を助成する次の2資金をいう。

(1) みかん価格下落対策緊急支援資金（以下「みかん価格緊急支援資金」という。）  
第3に掲げる者に第4の1に掲げる融資機関が融通する資金

(2) みかん価格下落対策セーフティネット資金（以下「みかん価格セーフティネット資金」という。）

農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）に定める資金

## 第3 融資対象者

この要項による融資対象者は、農業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めている、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1000万円以上）であるみかん農家であって、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) みかん価格緊急支援資金の借入れを希望する者にあつては、みかんの販売単価の下落の影響により、最近の決算期における農業粗収益が前期より10%以上減少した、又は減少することが確実と見込まれること。

(2) みかん価格セーフティネット資金の借入れを希望する者にあつては、みかんの販売単価の下落の影響により、最近の決算期における農業粗収益が前期より30%以上減少していること。

## 第4 融資機関

1 みかん価格緊急支援資金の融資機関は、次のとおりとする。

- ① 農業協同組合
- ② 農業協同組合連合会
- ③ 農林中央金庫
- ④ 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、融資機関の指定を受けようとする場合は、金融機関は融資機関指定承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出するものとし、適当と認めるときは、知事は当該金融機関へ融資機関指定通知書（別記第12号様式）を交付するものとする。

2 みかん価格セーフティネット資金の融資機関は、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び日本公庫の委託金融機関とする。

## 第5 貸付けの条件

1 みかん価格緊急支援資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付対象経費

今後の農業経営の維持・継続を図るために必要な運転資金とする。

(2) 貸付限度額

600万円

ただし、経営の規模等から勘案し、特に必要な場合は、年間経営費又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。

(3) 貸付利率等

別表に定めるとおりとする。

(4) 償還期限及び据置期間

償還期限10年（うち据置期間3年）以内とする。

(5) 償還方法

元金均等年賦償還とする。

2 みかん価格セーフティネット資金に係る貸付けの条件は、農林漁業セーフティネット資金実施要綱の貸付基準の定めによるものとする。ただし、貸付対象経費及び貸付利率は次のとおりとする。

(1) 貸付対象経費

今後の農業経営の維持・継続を図るために必要な運転資金とする。

(2) 貸付利率等

別表に定めるとおりとする。

(3) 償還方法

元金均等年賦償還とする。

第6 利子補給等の期間

みかん価格緊急支援資金に係る利子補給期間及びみかん価格セーフティネット資金に係る利子助成期間は、貸付実行日から3年以内とする。

第7 県の助成

1 県は、市町村が融資機関に対し本資金に係る利子補給金又は利子助成金として、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に、別表に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。

2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、第6に定める利子補給等の期間と同期間とする。

第8 借入手続等

1 みかん価格緊急支援資金

(1) みかん価格緊急支援資金の借入れを希望する者（以下「緊急資金借入希望者」という。）は、融資機関所定の借入申込書に熊本県みかん価格下落対策経営安定資金事業計画承認申請書（別記第1号様式）及びみかん価格下落の影響の状況を記した農業経営状況調書（別記第2号様式）を添えて、融資機関の長に提出するものとする。

なお、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、当該協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。

(2) 融資機関の長は、前号に規定する書類を受理した場合において、緊急資金借入希望者が第3に規定する貸付対象者の要件に適合することを確認し、適当と認めたときは、当該書類に熊本県みかん価格下落対策経営安定資金利子補給承認申請書（別記第3号様式）を添えて、市町村長に提出するものとする。

(3) 市町村長は、前号に規定する書類を受理した場合において、適当と認めたときは、当該書類に熊本県みかん価格下落対策経営安定資金補助対象事業承認申請書（別記

- 第5号様式)を添えて、管轄の広域本部長又は広域本部地域振興局長(以下「振興局長等」という。)に提出するものとする。
- (4) 振興局長等は、前号に規定する書類を受理した場合において、相当と認めるときは、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金補助対象事業承認通知書(別記第6号様式)を市町村長に交付するものとする。
  - (5) 市町村長は、前号に規定する通知を受けたときは、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金利子補給承認通知書(別記第7-1号様式)を融資機関の長に交付し、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金事業計画承認通知書(別記第8号様式)を融資機関の長を経由して緊急資金借入希望者に交付するものとする。
  - (6) 融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに熊本県みかん価格下落対策経営安定資金貸付実行報告書(別記第9-1号様式)を、市町村長を経由して振興局長等に提出するとともに、その写しを団体支援課に提出するものとする。
  - (7) 融資機関の長は、利子補給期間内に助成対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに熊本県みかん価格下落対策経営安定資金特例償還等報告書(別記第10-1号様式)を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

## 2 みかん価格セーフティネット資金

- (1) みかん価格セーフティネット資金の借入れを希望する者(以下「セーフティ資金借入希望者」という。)は、日本公庫が定める借入申込書及び経営安定計画を融資機関に提出するものとする。
- (2) セーフティ資金借入希望者は、融資機関から融資決定を受けた後、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金利子助成承認申請書(別記第4号様式)にみかん価格下落の影響の状況を記した農業経営状況調書(別記第2号様式)及び融資決定通知書の写しを添えて市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、(2)の書類を受理した場合において相当と認めるときは、当該書類に熊本県みかん価格下落対策経営安定資金補助対象事業承認申請書(別記第5号様式)を添えて、振興局長等に提出するものとする。
- (4) 振興局長等は、(3)の書類を受理した場合において相当と認めるときは、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金補助対象事業承認通知書(別記第6号様式)を市町村長に交付するとともに、その写しを団体支援課に提出するものとする。
- (5) 市町村長は、(4)の通知を受けた場合は、速やかにセーフティ資金借入希望者に熊本県みかん価格下落対策経営安定資金利子助成承認通知書(別記第7-2号様式)を交付するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付けの実行を受けたときは、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金貸付実行報告書(別記第9-2号様式)を市町村長を経由して振興局長等に速やかに提出するものとする。
- (7) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に助成対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに熊本県みかん価格下落対策経営安定資金貸付特例償還等報告書(別記第10-2号様式)を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

## 第9 資金の貸付期間

本資金に係る貸付実行は、平成27年8月31日までに行うものとする。

## 第10 その他

- 1 この要項に定めるもののほか、みかん価格下落対策資金の融通に必要な事項は、農林漁業セーフティネット資金実施要綱及び日本公庫の貸付基準の定めによるものとする。
- 2 みかん価格緊急支援資金及びみかん価格セーフティネット資金は、併せて貸し付けることはできないものとする。

附 則

この要項は平成27年1月14日から施行し、平成27年1月5日から適用する。

(別表)

熊本県みかん価格下落対策経営安定資金の貸付利率等

資金種類	区分	利子補給等前貸付利率(A)	利子補給等率(B)	市町村利子補給等率(C)		融資機関利子補給率	利子補給後の貸付利率
					うち 県補助率		
みかん価格下落対策緊急支援資金	農業粗収益が前期比10%以上減少したみかん農家	農業近代化資金(農業近代化資金通法(昭和36年法律202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金)の基準金利と同じ利率	(A)欄の利率から日本公庫が定める農林漁業セーフティネット資金の貸付利率を控除した率	(B)欄の率の8分の6に相当する率	(C)欄の率の2分の1以内	(B)欄の率の8分の2に相当する率	日本公庫が定める農林漁業セーフティネット資金の貸付利率と同じ利率
	農業粗収益が前期比30%以上減少したみかん農家		(A)欄の利率と同じ率	(B)欄の率の8分の6に相当する率	(C)欄の率の2分の1以内	(B)欄の率の8分の2に相当する率	0.0%
みかん価格下落対策セーフティネット資金	農業粗収益が前期比30%以上減少したみかん農家	日本公庫が定める農林漁業セーフティネット資金の貸付利率	(A)欄の利率と同じ率	(B)欄の率と同じ率	(C)欄の率の2分の1以内	—	0.0%